

発委第 1 号

令和 7 年 1 月 1 4 日

北栄町議会議長 野 田 秀 樹 様

提出者 北栄町議会議会運営委員会
委員長 前 田 栄 治

北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び第 7 項並びに北栄町議会会議規則第 1 4 条
第 3 項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

令和 6 年人事院勧告に準じて、北栄町議会議員の期末手当の支給率を変更する。

北栄町条例第 号

北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年北栄町条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 議会の議員の期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の120に相当する額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 議会の議員の期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の120に相当する額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額とする。

第2条 北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 議会の議員の期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の120に相当する額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 議会の議員の期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の120に相当する額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。